

離職退去者の利用可能な住戸一覧

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
熊本県	熊本県	武蔵ヶ丘団地	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目	1	右記にお問い合わせください。			<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業からの、解雇・雇止めにより社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居または住居手当等により住居可能だった現在の住居から退去を余儀なくされる方 ・解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者 ・入居される方が暴力団員ではないこと 	原則6ヶ月 (場合によっては更新 できます。ただし最長 1年までです。) 【問い合わせ先】 熊本県土木部住宅課 管理班 TEL096-333-2550
	熊本市	新地団地 新南部団地	熊本市北区清水新地7丁目 熊本市東区新南部2丁目	1	3	2LDK ~3DK	10,200 ~12,850	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市内の事業所に勤務する者又は現に市内に居住している者で、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方 ・労働機関等からの証明等、解雇・雇止めの事実が確認できる方。 ・入居される方が暴力団員ではないこと 	原則6ヶ月 (場合によっては更新 できます。ただし最長 1年までです。) 【問い合わせ先】 熊本市建築部住宅課 管理係 TEL096-328-2461
	荒尾市	大和団地	荒尾市川登2010番地	1	1	2K	3,800~	(1)平成20年12月18日付け国住備第85号国土交通省住宅局長通知「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」に規定する離職退去者 (2)現に市内に居住する者又は以前市内に居住していた者で市長が認めるものであること。 (3)市内に自ら居住する住宅を保有していないこと。 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと(同居しようとする者がいる場合は、その者を含む。)。	原則6ヶ月以内 (やむを得ないと認め る場合は申請により通 算して1年を超えない 範囲) ルームシェア不可 敷金・連帯保証人不要 【問い合わせ先】 荒尾市建築住宅課 住宅管理係 TEL0968-63-1491
小計					4				

(注)「その他」の欄には必要に応じ問い合わせ先をご記入ください。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等